

期中レビュー基準報告書第 1 号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
期中レビュー基準報告書第 1 号	期中レビュー基準報告書第 1 号
独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー 2007 年 10 月 30 日 改正 2009 年 7 月 8 日 改正 2011 年 7 月 8 日 改正 2012 年 6 月 22 日 改正 2016 年 2 月 26 日 改正 2020 年 3 月 17 日 改正 2021 年 4 月 7 日 改正 2021 年 9 月 16 日 改正 2021 年 12 月 7 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 3 月 16 日 改正 2024 年 3 月 28 日 改正 2024 年 9 月 26 日 改正 2025 年 3 月 18 日 改正 2025 年 7 月 17 日 改正 2026 年 3 月 18 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 44 号) 《Ⅰ はじめに》 (省 略) 《Ⅱ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)	独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー 2007 年 10 月 30 日 改正 2009 年 7 月 8 日 改正 2011 年 7 月 8 日 改正 2012 年 6 月 22 日 改正 2016 年 2 月 26 日 改正 2020 年 3 月 17 日 改正 2021 年 4 月 7 日 改正 2021 年 9 月 16 日 改正 2021 年 12 月 7 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 3 月 16 日 改正 2024 年 3 月 28 日 改正 2024 年 9 月 26 日 改正 2025 年 3 月 18 日 改正 2025 年 7 月 17 日 最終改正 2026 年 3 月 18 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 44 号) 《Ⅰ はじめに》 (省 略) 《Ⅱ 本報告書の範囲及び目的》 《1. 本報告書の範囲》 (省 略)

改正案	現 行
《(1) 適用時期》 3. 本報告書の適用時期は以下のとおりである。 (省 略) ・ 本報告書（ 年 月 日）は、2027 年 4 月 1 日以後開始する中間財務諸表に係る会計期間の中間財務諸表に対する期中レビューから適用する。ただし、それ以前の決算に係る中間財務諸表に係る会計期間の中間財務諸表に対する期中レビューから適用することを妨げない。 (省 略) 《Ⅲ 要求事項》 (省 略) 《6. 期中レビュー報告書》 《(1) 全般的事項》(A26 項参照) (省 略) 《④ 監査人の責任》 (省 略) 60. 監査役等と適切な連携を図ることに関する監査人の責任については、以下を記載しなければならない。 (1) 監査人は、監査役等に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行うこと（監基報700第40項(1)参照）。 (2) 監査人は、監査役等に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに<u>公に取引されている事業体の期中レビュー</u>においては監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行うこと（A27項参照。監基報700第40項(2)参照）。 (省 略) 《Ⅳ 適用指針》 (省 略) 《4. 期中レビュー報告書》 《(1) 全般的事項》(第 50 項参照) (省 略) 《① 監査人の責任》(第 60 項参照) A27. <u>公に取引されている事業体</u>の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項は、<u>公に取引されている事業体以外の事業体</u>、特に、<u>その財政状況の社会的影響度</u>が高い事業体にも適用される場合がある。<u>公に取引されている事業体</u>ではないが、監査人の独立性に関するコミュニケーションが適切となることがある企業の例示としては、金融機関及び保険会社等を挙げることができる（監基報 260 の A32 項参照）。	《(1) 適用時期》 3. 本報告書の適用時期は以下のとおりである。 (省 略) 《Ⅲ 要求事項》 (省 略) 《6. 期中レビュー報告書》 《(1) 全般的事項》(A26 項参照) (省 略) 《④ 監査人の責任》 (省 略) 60. 監査役等と適切な連携を図ることに関する監査人の責任については、以下を記載しなければならない。 (1) 監査人は、監査役等に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行うこと（監基報700第40項(1)参照）。 (2) <u>上場企業の期中レビュー</u>の場合、監査人は、監査役等に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行うこと（A27項参照。監基報700第40項(2)参照）。 (省 略) 《Ⅳ 適用指針》 (省 略) 《4. 期中レビュー報告書》 《(1) 全般的事項》(第 50 項参照) (省 略) 《① 監査人の責任》(第 60 項参照) A27. <u>上場企業</u>の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項は、<u>その他の企業</u>、特に、<u>事業内容、事業規模又は事業体の属性により利害関係者が広範囲に及ぶため、社会的影響度が高い事業体</u>にも適用される場合がある。<u>上場企業</u>ではないが、監査人の独立性に関するコミュニケーションが適切となることがある企業の例示としては、金融機関及び保険会社等を挙げることができる（監基報 260 の A32 項参照）。

改正案	現 行
(省 略)	(省 略)
《付録 1 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書の文例》 《 1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書》 (1) 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。 ＜文例 1＞	《付録 1 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書の文例》 《 1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書》 (1) 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。 ＜文例 1＞
独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書 ×年×月×日 〇〇株式会社 取締役会 御中 〇〇監査法人 〇〇事務所（注 1） 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業務執行社員 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業務執行社員 (注 2) (省 略) 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。 ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。 ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求め	独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書 ×年×月×日 〇〇株式会社 取締役会 御中 〇〇監査法人 〇〇事務所（注 1） 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業務執行社員 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業務執行社員 (注 2) (省 略) 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任 (同 左)

改正案	現 行
られている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。 ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。 監査人は、監査役及び監査役会（注６）に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会（注６）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注８） （省 略） 以 上	（省 略） 以 上
（省 略） （注８）<u>公に取引されている事業体又は公に取引されている事業体ではないが公に取引されている事業体</u>の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項が適用される企業の中間連結財務諸表の期中レビューの場合のみ記載する事項であるため、それ以外の企業の場合は、「<u>並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容</u>」を削除する（第 60 項参照）。ただし、新規上場のための有価証券届出書等の場合には記載を行う。 （省 略） 《２．中間財務諸表に対する期中レビュー報告書》 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「１．中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。	（省 略） （注８）<u>上場企業又は上場企業ではないが上場企業</u>の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項が適用される企業の中間連結財務諸表の期中レビューの場合のみ記載する事項であるため、それ以外の企業の場合は削除する（第 60 項参照）。ただし、新規上場のための有価証券届出書等の場合には記載を行う。 （省 略） 《２．中間財務諸表に対する期中レビュー報告書》 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「１．中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

改正案	現 行
< 文例 8 > 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書 ×年×月×日 〇〇株式会社 取締役会 御中 〇〇監査法人 〇〇事務所（注１） 指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 （注２） （省 略） 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する（注７）。 ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。 ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる	< 文例 8 > 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書 ×年×月×日 〇〇株式会社 取締役会 御中 〇〇監査法人 〇〇事務所（注１） 指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 （注２） （省 略） 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任 （同 左）

改正案		現 行	
取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。 監査人は、監査役及び監査役会（注５）に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会（注５）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注８） （省 略） 以 上		（省 略） 以 上	
（省 略） （注８）<u>公に取引されている事業体又は公に取引されている事業体ではないが公に取引されている事業体の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項が適用される企業の間接財務諸表の期中レビューの場合にのみ記載する事項であるため、それ以外の企業の場合は、「、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容」を削除する（第60項参照）。ただし、新規上場のための有価証券届出書等の場合には記載を行う。</u> （省 略） 以 上		（省 略） （注８）<u>上場企業又は上場企業ではないが上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項が適用される企業の間接財務諸表の期中レビューの場合にのみ記載する事項であるため、それ以外の企業の場合は削除する（第60項参照）。ただし、新規上場のための有価証券届出書等の場合には記載を行う。</u> （省 略） 以 上	